

(様式第1号)

平成27年度 第2回芦屋市青少年問題協議会 会議録

日 時	平成28年1月20日(水) 15:00~17:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出 席 者	会 長 廣木 克行 委 員 堀 晃二 委 員 曾和 義雄 委 員 中俣 久美 委 員 水野 美幸 委 員 大塚 圭子 委 員 三輪 なぎさ 委 員 高橋 裕文 委 員 中村 尚代 欠席委員 新井野 久男 欠席委員 守上 三奈子 欠席委員 大久保 文昭 説明員 公園緑地課 課長 足立 覚 説明員 適応教室 室長 伊藤 進二 説明員 社会福祉法人amsc 理事 木下 隆志
事 務 局	管理部長 岸田 太 青少年育成課 課長 田中 徹 青少年育成課 係長 木村 守彦 青少年育成課 指導主事 上田 裕之 青少年育成課 主事補 子守 紫野
会議の公開	■公開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員委嘱
- (3) あいさつ
- (4) 委員自己紹介
- (5) 事務局職員の紹介
- (6) 議事
 - ①芦屋市子ども・若者計画に係る提言について
 - ②芦屋市子ども・若者計画に係る事業ヒアリングについて
 - ③情報交換・その他

(7) 閉会

2 配布資料

- ・平成27年度第2回芦屋市青少年問題協議会次第
- ・平成26年度芦屋市における青少年育成事業の報告資料
- ・携帯電話及びインターネットに関する実態・意識調査結果（平成26年5月）
- ・平成27年度全国学力・学習状況調査結果
- ・その他

3 審議経過

(1) 開会

事務局よりあいさつ

(2) 委員委嘱

委嘱状の交付

(3) 岸田管理部長よりあいさつ

(4) 委員自己紹介

(5) 事務局職員紹介・配布資料の確認

事務局より、芦屋市情報公開条例に基づき本協議会が公開であり、議事録及び委員名を発表することを確認。

(6) 会長選任

(7) 会長よりあいさつ

廣木会長： 会長という仕事はどういう仕事なのか分からないまま、一昨年から委員を引き受けさせていただいて、会長という大変重たい経験をさせていただきました。足かけ三年になりますけれど、ふりかえるとその間、さまざまな調査、それからアンケート調査のデータ分析など、非常に膨大な仕事を踏まえて、私たちは子ども・若者計画というものを作ってまいりました。その仕事のプロセスを私なりに拝見させていただいて思うことは、こういう仕事をしていると、事務局の努力というものは大変なものでありまして、できたデータを我々がどう読んで、どうするかという議論も大変大切なのですけれども、その基礎のところできっと受け持ってくれた、事務局の皆さんのご尽力のおかげで、子ども・若者計画をなんとか前年度にまとめることができました。

それを踏まえて、私たちはこの子ども・若者計画を進めるうえで、どんな考え方で取り組んだら良いのかという提言を、計画として細かくまとめることはできないけれど、基本的な考え方として、提言という形で出して良いというご助言をいただきましたので、それを進めて、実は今日最初の議題に、その提言

を皆様にご審議いただくことになっております。近々その提言などに基づいて、市長様をはじめ、皆さまにこの芦屋の子ども、若者をどう守っていくかという
ことで、お話をさせていただく機会を得られるということも聞いていますので、
今期もまた大変な重責だということを改めて思っておりますが、皆さまの支え
によって、また委員の皆さまの議論を踏まえて、お勤めを果たしたいと思っ
ております。

短く終わりにしますが、最近いろんな資料を見ておりますと、子どもたちを
めぐる新しい事件、事故が非常に深刻に起こっています。いじめ、自殺、そし
て子ども達の暴力、さらには子ども達の一方向に減らない不登校など、ますます
複雑化すると同時に、子どもの問題の深刻化が叫ばれておりまして、今までの
教育は教育、福祉は福祉という縦割りで仕事をしていても、それなりの成果を
上げることができた仕事ではもう立ち行かないところまで実は来ている。そう
いう意味も含めて、子ども・若者計画という広い視野で物事を捉える、言わば
縦割りの部分を横に繋げていくという、私たちに課せられた非常に大きな仕事
ではないかというふうに思っております。皆様の力をお借りして、この大変重
たい役割を、たとえ一歩でも半歩でも前に進めて、この芦屋の皆さまの役に立
てるように頑張りたいと思いますので、何卒よろしく願いいたします。

(8) 副会長選任

(9) 議事

①芦屋市子ども・若者計画に係る提言について

廣木会長： それでは今日の会議の主題に従って、議題を進めてまいりたいと思います。
議題1、芦屋市子ども・若者計画に係る提言について、ということで早速、今
までずっと審議してきたものの最終局面、まとめという段階に入りましたが、
若干の経過を含めて、今日皆様に審議していただきたいポイントについて、事
務局の方から説明をお願いいたします。

事務局： (事務局より説明。)

廣木会長： それでは、今事務局の方から修正ポイントについてご説明いただきましたが、
四点の修正がございました。時間がない中で大変恐縮ですけれど、今日初めて
おいでの方には、なかなか全部を理解することが簡単ではないと思いますので、
簡単にコメントさせていただきますと、一点目は、この提言の主旨について述
べた最初のところがございます。これは市の事業としてだけではなく、市民に
改めて認識を深めていただく必要もあって、この提言をまとめた考え方につい
て、市をはじめ、関係機関に取組みを求めていきたいという主旨でこの提言を
作りました、ということを書いて、表現を適正化するというので、お
読みいただいたところを修正させていただいたということです。

(1) のところは、高学歴志向という一般的な言葉を使っておりましたが、
もう少し皆様の気持ちにすんなりと受け止めてもらえるような表現を、という
ことで、2行目、有名校への進学を志向する傾向が強ければ強いほど、保護者

の意識の中で学力のことに比べ外遊びやスポーツの重要性を軽視する傾向があるのではないかと、こういう中で、子ども達の非常に大事な体力が疎かにされている傾向がないだろうか、というようなことで、啓発する必要がある、そういう主旨を我々は込めて作ったという、そこが一番、(1)のところにあります。それが一番目、二番目の修正点でございます。

三番目は、その中で子どもたちの健康、体力づくりを進めていく上で、寛容なまちづくり、というものをしていかなければならない。よくご存じのとおり、保育園を作るときに子どもの騒音が問題になって、保育園も作れない。必要な公園さえも実は騒音ということで裁判にされてしまうという状況の中で、子どものことを考えれば考えるほど、市民の寛容なまちづくりという視点から問題を考えていく必要があるということで、先ほどお読みいただきましたが、舛添知事が東京都の騒音条例の改正を昨年1月に行った時に、騒音の中に子どもの声まで入っている、それはやっぱりおかしいのではないかと議会で提言するときに、ドイツには「子どもの騒音は、将来の音楽」という言葉があるから、これをはたして他の騒音と道路工事の騒音と一緒にしていいのだろうかということで、条例の改正を提言して、全会一致で子どもの声を騒音の対象から外して、子どもたちの問題は別途議論をして、審議して進めていくということになった。それを引用させていただいて、子どもの騒音は将来の音楽なのか、それとも子どもの騒音は親の怠慢だと親を責めたらいいのか、やはりそういう問題をみんなで考えて、寛容なまちづくりにつなげていきたい、そういう主旨で我々は提言を作ったということです。

最後のところは、不登校・ニート・引きこもり、現実に困難を抱えた子ども・若者がいるわけですが、その人たちへの支援、社会的自立に向けた支援を具体化していくうえで、先ほど言いましたような縦割りの状況の中で、必要な支援が届きにくいという現状もございます。一步踏み込んだ工夫を求めていきたいという主旨で五番目の提言をまとめたということです。一步踏み込んだという表現だと、受け止めやすい形になるのではないかとということで、修正いただきました。この提言、ただいまの修正四点を含めまして、簡単な説明で恐縮ですが、質問、わかりにくかったところ、補足して欲しいこと、是非ご意見を出していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

廣木会長： この提言について、二度三度と議論を重ねてきて、最後の修正ということでお手元にお配りして、提案させていただいているわけですが、ご意見が特にないようですので、長らくご協議いただいたこの最終の提案を、この提言でお認めいただけるでしょうか。

廣木会長： ありがとうございます。この案をそれぞれの関係機関にお配りして、あまり遅くない時期に、できれば今年度中に、各関係機関、市町村をはじめ、皆さまにこの主旨を詳しくご説明する機会を設けさせていただけるということです。是非頑張りたいと思っております。

特に質問がなければ、この先に進めさせていただきます。

②芦屋市子ども・若者計画に係る事業ヒアリングについて

廣木会長： それでは、議題2に進めさせていただきます。芦屋市子ども・若者計画に係る事業ヒアリングについて、ということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局： (事務局より説明。)

廣木会長： それでは、説明よろしくお願いたします。

足立課長： (公園事業について説明。)

廣木会長： どうもありがとうございました。大変短い時間でポイントを押さえてご説明いただきましたが、公園事業のご説明に対して、皆様から確かめておきたいこと、聞いておきたいことなどがございましたら、この際率直に出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

大塚委員： 子どもたちは地域の人に見守られています。私たち愛護委員が昨日たまたま公園を見回りに行った時も、子どもたちは「公園はボール禁止だから遊ばない」って言うんですが、私たちはボール遊びは禁止ではないよと、気を付けて遊んだら良いんだよと、決して芦屋市の公園は、禁止はしていないと話します。禁止ではないですよ。

足立課長： ただ独占して遊ぶ、他の人を寄せ付けない、出ていけということをされると、それは止めてください、となります。キャッチボールとかドリブルはしても良いのですが、ただ、住民さんがボール遊びは禁止だと勘違いされて言われている状態もありますので、それは本当ですか、と子ども達や親御さんから聞かれます。それは違いますよと。ただ危険なことは止めてください、と言っています。ゴルフの素振りもそうですけれど、危ない行為は止めてくださいと言います。そういった状態です。

中俣委員： 現在私も保護者ですので、公園に行くと実際に看板に「ボール遊び禁止」という絵が×印で描かれていて、やっぱり公園に来ている保護者は、ボール遊びをしてはいけないと自分たちの子どもを止めてしまうんです。だから今のお話を聞いて、ああ、そうなのかと思いました。

足立課長： 公園の中で自転車に乗っていたら危ないじゃないかと、都市公園条例には乗り入れ禁止と書いてあるじゃないかと言われて、それを注意しないとイケないのですが、そんなことを言い出すと、小さい子どもの自転車の練習をする場がありませんので、そういったことは容認していると。危険な行為というのは、我々はダメとは言いますが、なんでもダメというわけではないです。

中俣委員： 保護者がそういう認識ですので、周りの住民の方にも言われるし、親にも言われるし、子ども達もそう思っていますから、じゃあゲーム機を持ってどこかに行って遊びに行こう、となる傾向にあります。ボール遊びは実際にどのあたりまで良いのでしょうか。

足立課長： 面で使われると、我々も危ないとかそういった苦情が入ってきますと、止めてくださいとか、もう少し他の人も遊べるようにしてくださいということと言

わざるを得ないです。ドリブルとかキャッチボールは容認していますが、ただ、危険な行為となるとなかなか難しい。面で使って、サッカーを4、5人でやりたいというのはありますので、あれは危険じゃないのか、と言われる方はたくさんおられますので、そう言われると、注意をしたり、遊び方を工夫してくださいという話になってしまうので、公園だけで解決する、というのは限界があるのかなと感じています。昔はそういうことはなかったのですが、最近はそういうことが増えています。

中 俣 委 員 : 看板を見て、そういうふうに使われていると思うので、看板の書き方をもう少し変えられないでしょうか。見たら、全面ボール遊び禁止だと思われるので。

廣 木 会 長 : 何がどこまで禁止なのか正確に表記されていれば、また違うのに、というご意見ですね。

中 俣 委 員 : 保護者からすれば、看板を見たらボール遊びは禁止なのかと、確かに本当に危ないですけれども。

足 立 課 長 : 危険な行為は止めましょうという形で言葉、ニュアンスで使っていますが、わかりにくい部分もありますね。ただ、ラジコンやヘリコプターを看板に載せて欲しいとか、たくさん要望がありまして、全て掲載するのはなかなか難しいので、危険な行為は止めてください、という表記をしているのが現状です。

中 俣 委 員 : 私も子どもと接するボランティアをしまして、小さい子を連れて公園に連れて行くのですが、実際に公園に行ったときに、日曜日でしたので学校が閉まっています、4、5人くらいの男の子達がサッカーボール遊びをやっていたのですが、その公園はとても広いので、小さい子が遊ぶ遊具エリアとは全然違うエリアの南の方で、4、5人で固まって蹴り合いの遊びをしていたら、ボール遊びはしたらいけないでしょうとそこに近所のおばさんが怒鳴ってきました。子どもたちは全然激しい蹴り方は一切していなかったのですが、そういうのを目にして、看板に遊んだらダメなんだと書いてある。激しい・危険だからではなく、ボール遊び自体が全面禁止なんだと私でも思っていたので、多分一般の保護者さんも子どもさんもそういう認識でいらっしゃるのではないのでしょうか。

足 立 課 長 : 遊んでいる最中に激しくなって、ボールが小さい子の所に行くので、やっぱり小さい子の保護者からはあれを許していいのか、となりますので、確かに我々にも葛藤があって難しいところです。

中 俣 委 員 : 誰もいないからちょっとドッジボールをしてもいいかな、小さい子どもが来たら帰ろうか、とか、そういうこともしたりするのですけれど。

足 立 課 長 : 昔は、地元の人が見守っていて、子どもにも声を掛けたり、こっちでね、と仰る方がおられたと思うのですが、今はすぐに市役所に来られて苦情を言われるので、とても難しい。ですから、大きなところで、例えばルールで遊ぶとか、そういった工夫もできたらどうかなあと思うのですが、公園だけでは難しいところもありますので、そういったことも含め、例えば校庭開放などの他部署とも連携をとっていかなければならないと思っています。

廣木会長： 改善点として見ると、いくつか工夫すべき点はあるような気はしますね。やっぱりできたら具体的な例を挙げながら、例えば看板のあり方、表記をもう少し改善できないかとか、そこに書いてある中身について、子どもや地域の人と話し合うことはできないのか、そういう自治会やPTAなどの力を借りながら、改善されたその看板をとおして、少しみんなで議論してみるとか、何か改善すべき方法はありそうですね。これは公園緑地課にただ要望するだけではなくて、我々自身が知恵を出して、ここはこんなふうにはできないかというふうに議論を進めていければ一番良いのではないかと思いますので、是非ここでの議論をここだけで終わらせずに、具体的な提案を含めて、次の機会にも出していただきたいと思います。他にはどうでしょうか。

水野委員： 若宮町なんですけれども、震災後、まちづくりでできた公園がたくさんあるんです。公園のそばに住んでいるのですけれど、見ているとやはりボール遊びが一番楽しそうですね。蹴ったり抜いたり投げたり。小さい子はその周辺でできるのですけれど、小学生の子が学校から帰ってきたら、サッカーボールをですね、一番大きな公園でも二箇所、ボールが道路に出る時があるんです。昼になったら中学生がテニスを。結構大きな公園ですけれども、テニスの打ち合いをしたり、集会所の網を壊したり、いろいろあるので、すぐに自治会長が飛んできて注意はされるのですけれど、ちゃんとやります、気を付けますと言うのですけれど、ボールを当てて換気扇を壊したりとか。ここでは小さいボールで遊んで、ここではサッカー、こっちはテニスをしていて、結構ハラハラします。道路に出た時が一番怖いです。二箇所4mの道路があるのですが、あれが一番怖いですね。でも、公園はたくさんあるけれど、健康公園を名づけている集会所の公園が一番賑やかです。

足立課長： 最近では健康遊具を設置してくださいという声も多いので。

水野委員： 遊具は付けてあるのですけれども、子どもたちは飽きるんですね。ボールが一番楽しそうですね。ただ、周辺に住んでいる人間としてはハラハラしますね。

大塚委員： 南宮公園には、かつてはネットが全体に張り巡らされていて、本当はそこでボール遊びを前提にしていたということだったのですが、老朽化と共に公園設備を整えるということになって、ネットは無くなりました。

足立課長： 子ども達が遊んでネットに当たる音がうるさいという話もありましたので、外してしまったんですね。

大塚委員： 住民の方のご苦勞も本当にあったかと思うのですけれども、少し前後するのですけれども、どこかに公園に付ける所はないでしょうか。ネットを張るといふのは、無理でしょうか。今までやっていた子どもたちがのびのびしていたのに、それができなくなっていくという現実を、目の当たりにしています。

足立課長： 他の自治体でも同じように、ネットを付けても、うるさくなって結局は取ったという声もあるようですし、やはり二つの意見が相反しますので、非常に難しい。それから、規模によるのかなとも思います。昔は住民がもう少し声を掛けたりして注意するなど、そういうことはあったのでしょうか。浜の方に行けば大きな公園はあるのですが、山の方に行けばだんだん、公園も小さくな

ってしまいますので、大きな所は南の方になります。そういったことにある程度、公園だけで解決できる問題じゃなくて、他の部署も協力していただきたいと思えますし、なにか工夫をしたいとも思います。

大塚委員： 子ども達も発想豊かでたくましいので、西宮の方に行ってそこでボール遊びをしたりしています。

廣木会長： ありがとうございます。時間が短くて大変恐縮なのですが、先ほど中村さんがお話ししかけていましたが、いかがですか。

中村委員： 言われた意見とほとんど同じだったので、一つお尋ねしたいのですが、ネットは、網のネットですよね。プラスチックの、テニスのネットに使うような。そういうものでも音はするのですか。

足立課長： ネット自体の音は解消できるのですが、蹴る足の音もうるさいとよく言われますので、なかなか難しいですね。思い切り蹴らないでほしいと思うのですが、注意してくださいという話になるのですが、非常に難しいと思います。我々が小さい頃は思い切り遊んでいましたから。

中村委員： 児童公園とかちびっこ広場とか、子どもに関するネーミングが結構公園には多いですけど、これと他の公園とでは何か違いはございますか。

足立課長： 面積が大分小さいです。小さい遊具があったり、鉄棒があるとか、そういった公園になります。

中村委員： 児童公園は、子ども専用のものということでもなく。

足立課長： そういうようなネーミングではありますけれど、大人でも子どもでもいろんな人が来てもよくて、憩いの場であっていただければと。

廣木会長： どうもありがとうございました。論点が非常にたくさんにあるし、要望も非常に多い、しかも相反したものをどう調整していくかという、非常にデリケートで、かつ力技の必要な難しい問題だと思います。一度で終わらずに、できましたらまた改めて議論ができると良いなと思いました。

ただ、子どもが公園で遊ぶのは、実際何時から何時までなのか、ということを経験で取っていった場合、朝から晩まで遊んでいるわけではなくて、放課後の、しかも一時のはずです。この辺りをもう少しリアルに捉えながら、市民の皆さんに何らかの形で情報提供していく時にも、長い時間を我慢してほしいというわけではなくて、一定の時間を我慢してほしいという面もある。しかし同時に子どもの寝る時間とか、お年寄りのいらっしゃる時間とか、そういう問題をもう少し具体的に、矛盾点の具体的な姿と、どのあたりに改善の可能性があるのかを、もう少し調べてみる必要があるとお話を聞いて思いました。今後議論していけたら良いと思います。

それからもうひとつ、ご説明の中で、子どもたちの体力が非常に落ちているということがありましたが、実はこれは、子どもの発達の問題で相当深刻なものになっています。キレやすい子どもの問題と、それから子どもの体力、特に

運動機能の問題はかなり繋がっている。脳の形成の時期に子どもがどれだけ遊ぶかということと、キレやすい脳になるかということは繋がっているという結果が最近大分出てきていますので、そのあたりのことを我々は勉強しながら、遊びというものをなんとか保守できないかという視点、そしてクレームにも前向きに向き合って、状況を改善していけるような取り組みができないか、そこに踏み込んだ議論ができれば良いなと思いました。お忙しい中、ご説明いただきましてありがとうございます。

それでは続きまして、適応教室についてご説明を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤室長： (適応教室「のびのび学級」について説明。)

廣木会長： ありがとうございます。短い時間で大変恐縮ですが、今の適応教室「のびのび学級」のご報告を受けまして、確かめておきたいこと、ちょっと伺ってみたいこと、ございませんでしょうか。

大塚委員： のびのび学級に最初に入って、そこにも行けなくなってしまう方もいらっしゃるのでしょうか。そういう子達へのケアや追跡はありますか。

伊藤室長： そういう子どももいます。ケアといいますか、電話とか、子どもの状況によっては行くことが可能であれば面接した方が良い状況であれば、指導員をこちらから派遣して、その子と話をしたり、保護者と話をしたり、保護者は出て来られることも多いのですが。ただ、子どもがこっちをシャットアウトしてしまうと、なかなか会えないですし、こちらにもう一度、というのは難しいです。

現実には、今年度の10月現在で76名の子どもがいて、14名しか来ていない、ほとんどの子が来ていないという状態です。今年度から文部科学省がフリースクールを大々的に勧めるようになって、フリースクールに行っていただけでもいいのですけれども、こちらは市の施設で費用も全て市からいただいているので、保護者負担はゼロです。行事をした時のお菓子代等は支払ってもらいますが、指導者に対する賃金や部屋代は一切いらないのですが、フリースクールになると月3万とか5万とか、入会金で5万円を取ることもありますし、それを考えるとこちらに来て一緒にいるのではないかと思います。

子ども達への規則は、適応教室の方が方針はきついな、というものはあります。学校に帰すのを目的に作っていますので、学校の規則に準じてはいる、時間的にも9時30分から13時30分と時間に余裕を持たせていますけれども、フリースクールの中には、児童生徒にスマートフォンを使わせている所もありますけれども、適応教室に来ている間は一切させないという規則を作っています。フリースクールの中には、ゲーム機を持ってゲームをしても在籍日数に入るといふ場所もありますので、そちらに流れてしまう子もいます。ちらっと来て、来られなくなった子もいます。一番しんどいのは昼夜逆転してしまうこと。そうになるとなかなか戻せない。こちらとしても、家にへばり付いてその子を起こして回るのはできかねますので。今日も7人の子どもが来ていまして、私を入れて4人で指導をするので、それもほとんどばらばらに勉強しますので、ここをこうやっていて、教えておいてというような形でやりますので、それか

ら家庭訪問に行くととなると大変ですし、家庭訪問指導の先生にも来ていただいているのですが、毎日というわけではないので、あまり来られません。

廣木会長： 今のお話の中で、14/76という、努力されている中での現状ということでご紹介いただきましたが、例えば私がフリースペースにかかわりながら、不登校問題に携わっていると、親子との信頼関係を独自に築いていくことが、実は子どもが関心を持ってフリースペースや適応教室に来てくれるという道筋もあるわけです。そういう意味で、14/76が良いか悪いかの問題は別にして、保護者への支援、又は保護者との信頼関係を築くような取り組み、というのが、子どもたちがより関心を持って、またはより安心して適応教室に来るという道筋も、また考えられるのではないかと思うのですけれども、その辺りでなにか情報がありましたら簡潔にご説明いただけますか。

伊藤室長： 11ページの方に「保護者との信頼関係を構築する」と書かせていただいています。結果的には先ほど言われたように、保護者を巻き込んで取り組んでいくのが大切だと。最低、学期に一回は個人懇談をさせていただいています。一人あたり約30分から45分、長いと一時間くらいです。それとは別に小学生の場合、こちらでは校区を作っていませんので、保護者なり、大人の送り迎えは必ずしていただいていますので、お迎えに来られた時にお話をさせていただいています。中学生の方も、中2、中3に関してはそろそろ進路のこともかかってきますので、保護者とは綿密に連絡を取らせていただきながら、しばらく休んでいたら電話をして、できるだけ今の状況が分かるようにはさせていただいていますけれども、なかなか緻密にそこまでできるかというところも難しい部分もありますし、保護者も結構忙しい。働きに行かなければいけないこともありますので、連絡が取れないということもあります。

廣木会長： ありがとうございます。他にどうでしょうか。

中俣委員： そもそも、そういう小学校や中学校に行けなくなった理由というのは、個人理由があるとは思っているのですけれども、大まかにでもいいのでわかりますか。

伊藤室長： 14人いたら14人とも全員違います。友達関係もありますし、学校や先生との軋轢もあるでしょうし、親への反抗もありますし、いろいろですね。中学生になったら部活、友達関係が一番多いです。小学生はどちらかというと、縛られるのが嫌という子が多いです。幼稚園、保育所からの延長線というところで、2年生くらいから来られる方が多いです。こちらに来ては勉強せずにはずっと遊んでいる。最近、今の中学2年生の子ですが、学校という制度自体に不信感を持つ、相容れない、だから学校に行かないというスタンスの子もいます。これは卒業生の子にもいます。

堀委員： 適応教室が打出小槌町に移ってから10年になりますか。近隣の住民とは、交流とかトラブルといったものはあるのでしょうか。

伊藤室長： 近隣の住民とは今まで交流等は何もなかったように思っています。丁度昼間の時間帯しかいませんし、なにか行事を考えるにしても大きな器も持っていませんし、何かをするというのはなかなか難しいです。幼稚園の子どもたちにカレーを作って持っていったり、ケーキを作った時に一個持っていったりはして

います。住民の方々とは特に交流はございません。

廣木会長： ありがとうございます。予定していた時間より短くて大変恐縮なのですが、適応教室もまた必要不可欠な施設でございまして、私が子ども達をどう受け止めて、自立に向けて力を持ってもらえるように支援するのか、これからも注目していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

続きまして、若者相談センター「アサガオ」についてご説明いただきたいと思っております。

事務局： (若者相談センター「アサガオ」について説明。)

木下理事： (若者相談センター「アサガオ」について説明。)

廣木会長： それではいかがでしょうか。なにかご質問はありますでしょうか。

中村委員： 平成25年度から飛躍的な活動をしていただいているかと思っております。ご本人はなかなか相談されないんじゃないかと最初は思っていたのですが、相談に来られている年齢層というのは主にどういったものでしょうか。

木下理事： よく来られているのは20代半ばから後半の男女の方は結構来られています。大体の相談の内容は、一人は大学に行っていたが行けなくなった。本当は戻りたいけれど戻れないという相談です。もう一人は、アルバイトをしたいとか仕事をしたいというのですが、面接をして3、4日で、思っていたのと違うということで辞めてこられて、の繰り返しです。その繰り返しの中で、どこがダメなのかを一緒にふりかえっていくのですが、なかなか気づいてくれなくて、同じことを繰り返して、職場のせい、親のせい、〇〇のせいと言いながら、という相談を受けています。

廣木会長： ありがとうございます。今までの活動の中で、例えばハローワーク等に繋がったとか、そういうケースはありますでしょうか。

木下理事： ハローワークに自分で一回行ってみるとい方はいらっしゃるのですが、一緒に同行したりとか、そこから就職に繋がったというケースは今の所ありません。

廣木会長： ハローワークというと実際の労働になりますが、ボランティア活動とか、何か社会的な活動という広い視野で見たときに、少しずつ参加を始めているというケースはございますか。

木下理事： 塾のアルバイトをし始めたとか、非正規で活動を始めたとか、大学生で行けなくなった方も何人かいらっしゃって、今通えるようになって、一生懸命頑張ったけれど結局単位が取れなくて、という繰り返しもありますが、復帰されている方は数名いらっしゃいます。

曾和委員： 我々は保護司なのですが、こちらでも再犯防止ということで、就労支援ということもやっています。当然、仕事に就くということが再犯防止において非常に大切なことであります。最近では雇用主が協力して下さる、理解は広がってはい

るのですが、ただ雇用主としての悩みもある。それは再犯防止というのもよくわかるし、協力をしよう。ただ所謂犯罪をした人、あるいは非行をした人、なかなか受け入れ難い人を受け入れてくださる輪は広がっていくのですが、広がるにつれて、雇用主の悩みというのも出てきています。端的に言いますと、来たのはいいけれど3日で辞めてしまう。長続きしない。それは、本人の責任の方にかかわることだろうと思うのです。アサガオという、誠に難しいけれど大事な事業を立ち上げていらっしゃるのですけれども、そのところの解決方法も模索していく必要があるのではないのでしょうか。ただ相談に乗るだけでなく、あなた方はどうですかという関わり方、というのも必要かと思います。

木下理事： なかなか社会から受け入れがたいという現状もありますが、逆に受け入れてくださる会社ですとか、社会の方も踏ん張ってはくれるのですが、本人の特性でやはりできない。お互いのボタンのかけ違いが出てきますと、信頼関係がやはり結ばれなくなってしまうので、せっかく門を開いていただいても、閉ざされてしまう。やはりその所を繋げていく、障害の方ですとジョブコーチという形で、雇用主の方への研修と、本人がステップアップできるようなものを兼ね備えながら、本人の状態に合わせて就労の状態を考えていくというような、そういった制度が必要になってくると思います。今現在はそこまではできませんけれども、もし今かかっている20代、30代の方たちが実際に仕事をして、というふうになったときは、私たちとしても希望としては、職場ともちゃんと話し合っていけないか、ステップアップしていけるような活動に繋がっていきたいと思います。

廣木会長： ありがとうございます。まだ質問等があるかもしれませんが、時間がございますので、ここで切らせていただきます。ご丁寧な説明をありがとうございました。

上田指導主事： (あしやキッズスクエアについて説明。)

廣木会長： ありがとうございます。あしやキッズスクエアについて、事実に関する質問はありますでしょうか。

恐れ入ります。先生、どうもありがとうございました。これでヒアリングを終わらせていただきます。本日は4つの事業について、それぞれ20分ずつということで考えていたのですが、実際はこのような事態でございましたので、次回にはもう少し、議論がかみ合うように工夫していきたいと思います。

③情報交換・その他

廣木会長： 続きまして最後ですが、情報交換・その他について、ということでございます。皆様の方からここで紹介しておきたいという情報、そういうものがございましたらここで出していただけますか。特に無いようでしたら、最後に事務局の方から連絡をよろしくお願いします。

事務局： (次回の協議会について説明。)

廣木会長：　　ありがとうございました。今の報告についてご質問はございますか。

　　本日は4つの事業を伺って、芦屋では子どもたちのための事業が非常に工夫されて、かつ色濃く行われているということが改めてよく分かりました。我々が知るだけではもったいないような報告もたくさんございまして、本当はこういうことを皆様に知っていただく機会、広報をどう工夫するか、それも必要だと思いながら聞かせていただきました。本日の報告、さらに次回も別の事業についていろいろ伺って参りますけれど、是非、皆様のご意見が大いに反映できる工夫を、議事の進め方として考えてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

　　本日はこれにて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(7) 閉会

以　上